

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法

(平成一七年四月一日法律第二六号)

一、提案理由(平成一七年三月一五日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会)

小池国務大臣 初めに、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案につきまして御説明を申し上げます。

沖縄振興については、自立型経済の構築等を目指し、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基づき事業を推進しているところであります。この沖縄振興計画では、二十一世紀の沖縄の振興のみならず世界の科学技術の発展にも貢献することを目指し、世界に開かれた、我が国の大学のあり方のモデルとなるような、世界最高水準の自然科学系の大学院大学を核として、科学技術の集積を図ることとされております。この大学院大学のあり方について、ノーベル賞受賞者を中心とした国内外の著名な科学者により検討が行われてきましたが、このたび、こうした検討結果を踏まえ、この大学院大学の開学を目指し沖縄における研究基盤の整備等を進める主体となる独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、そのための所要の措置を講ずるため、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

本法律案は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等を定めるものです。

この機構の目的及び業務は、大学院大学の設置の準備とあわせて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発などを推進することにより、沖縄における研究基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することとしております。

機構には、理事長、理事等の役員を置くとともに、機構に係る重要事項を審議し、理事長の任命に関し内閣総理大臣に意見を述べる機関として運営委員会を置くこととしております。

将来、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、機構はその業務を大学院大学に引き継いで解散することとするなど、所要の規定を設けております。

……………(略)……………

以上が、これら二法案の提案理由及び概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告(平成一七年三月一八日)

荒井聰君 ただいま議題となりました両案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案について申し上げます。

本案は、沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備とあわせて、沖縄を拠

点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

……………（略）……………

両案は、三月十四日本委員会に付託され、翌十五日小池沖縄及び北方対策担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、昨十七日質疑を終了し、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年三月一七日）

政府及び関係者は、左記事項に配慮しつつ、機構の業務を引き継ぐ大学院大学の早期設置に努めること。

- 一 独立行政法人評価委員会は、機構の学術的活動に関する運営委員会の意見を尊重し、機構の評価は経営的側面に重点を置いて慎重に行うこと。
- 二 大学院大学のあり方や中期計画作成などに関して、機構の運営委員会が行う審議の結果については、自主性と自立性に配慮し最大限尊重されるよう、必要な措置を講じること。
- 三 内閣総理大臣は、運営委員会の委員の任命については、運営委員会（設立時はこれまで構想に関わってきた関係者。以下本項目において同じ。）の意見を尊重すること。理事長の任命については、運営委員会の意見を最大限尊重すること。
- 四 機構の運営や、運営委員会の構成に関しては、沖縄を代表する委員の任命等をはじめ、地元の意見が反映されるよう適切な措置を講じること。
- 五 機構の役員及び職員の任命に際しては、天下りとの批判を招くことのないよう適切な人材を広く内外から起用し、国民の納得を得られる人事を行うこと。
- 六 最高水準の研究者が集う大学院大学の設置の準備については、これまで行われた大学院大学の枠組みに関する検討経緯を尊重して行うこと。
- 七 右記の大学院大学が設置される際には、別に法律で定めるところにより、真に国際的で、独立性及び自律性を確保した運営を行うものとする。この場合において、国は、必要な資金の助成に努めるものとする。
- 八 大学院大学の設置は、その設置自体が目的となるハード先行型であってはならないこと。また設置にあたっては、沖縄県内の地方公共団体に過重な財政負担を求めないよう留意すること。
- 九 大学院大学の用地造成並びに建設に当たっては、沖縄らしい豊かな自然環境に恵まれているとの予定地の選定理由を十分に踏まえ、森林保全や赤土流出防止など環境配慮に万全を期すこと。

十 国立・民間研究機関の立地の促進、優れた居住環境の提供など、最高水準の研究者が集うサイエンス・パークの形成を図るための具体的施策を展開すること。

十一 大学院大学の設置計画の推進に当たっては、沖縄振興計画全体の推進に十分に配慮しつつ行うこと。

右決議する。

三、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告（平成一七年三月三十一日）

木俣佳丈君 ただいま議題となりました独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、沖縄振興特別措置法に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究及び開発等を推進するため、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の目的、独立行政法人評価委員会と同機構における運営委員会の役割、同機構及び大学院大学の沖縄振興への寄与、世界最高水準の研究者を招聘するための方策、研究者のための研究環境や生活基盤の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって八項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一七年三月三日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一、大学院大学の在り方や機構の中期計画作成などに関して、機構の運営委員会が行う審議の結果については、自主性と自立性に配慮し最大限尊重されるよう、必要な措置を講じること。

二、内閣総理大臣は、運営委員会の委員の任命については、運営委員会の意見（機構設立時はこれまで構想に関わってきた関係者の意見）を尊重するとともに、理事長の任命についても、運営委員会の意見を最大限尊重すること。

三、運営委員会の構成や機構の運営に関しては、沖縄を代表する委員の任命等を含め、地元の意見が反映されるよう適切な措置を講じること。

四、独立行政法人評価委員会は、機構の学術的活動に関する運営委員会の意見を尊重するとともに、その評価については機構の経営的側面に重点を置いて慎重に行うこと。

五、機構の役員及び職員の任命に際しては、天下りとの批判を招くことのないよう適切な人材を広く内外から起用し、国民の納得を得られる人事を行うこと。

六、世界最高水準の研究者が集う大学院大学の設置の準備については、これまで行われ

た大学院大学の枠組みに関する検討経緯を尊重して行うこと。

七、大学院大学の早期設置に努めるとともに、その設置については、知的クラスター形成の核となるようにし、ハード先行型にならないようにすること。また設置に際しては、沖縄県内の地方公共団体に過重な財政負担を求めないよう留意すること。

八、大学院大学の用地造成並びに建設に当たっては、沖縄らしい豊かな自然環境に恵まれているとの予定地の選定理由を十分に踏まえ、森林保全や赤土流出防止など環境配慮に万全を期すこと。

右決議する。